

第 7 1 回
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会
会議録

近江八幡市安土町地域自治区地域協議会事務局

第 71 回（平成 28 年度第 3 回）
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会 次第

日 時：平成 28 年 6 月 15 日（水）午後 2 時

場 所：安土町総合支所 3 階旧議員控室

1. 開会

2. 経過報告

3. 報告事項

①自治会防災について（危機管理課）

- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 一時避難場所の安全確保
- ・ 避難誘導マニュアルの作成支援
- ・ その他市として可能な支援

資料 1

②安土町地域の水防計画について（管理調整課）

- ・ 安土町地域の危険箇所

資料 2

③安土学区まちづくり協議会・老蘇学区まちづくり協議会の活動状況について

参考 1

4. 協議事項

①地域防災のあり方について（水防を含む）

②地域協議会の今後の協議事項について

資料 3

5. その他

意見箱の意見に対する回答ついて～「あかこんバスの運行について」

資料 4

6. 閉 会

会議録

●会議の名称	安土町地域自治区地域協議会 第 71 回（平成 28 年度第 3 回）定例会
●開催場所	近江八幡市安土町総合支所 3 階議員控室
●開催日時	平成 28 年 6 月 15 日（水） 14:00～17:23
●出席者 （委員等）	安田惣左衛門会長、茶野初美副会長、可須水委員、小杉稔委員、澤秋男委員、善住元治委員、仙波謙三委員、中澤栄子委員、矢場義章委員
（説明者等）	宗野隆俊アドバイザー 危機管理課…杉浦課長補佐、鈴木副主幹 管理調整課…東課長補佐、岡地主事 地域協議会事務局
（事務局）	住民課…福井次長兼課長、川部課長補佐、助野副主幹、矢野副主幹
●議題及び議事	自治会防災について（危機管理課） 安土町地域の水防計画について（管理調整課）
事務局	第 71 回近江八幡市安土町地域自治区地域協議会を開会いたします。 開会にあたりまして、安田会長よりご挨拶いただきます。
会長	（あいさつ）
事務局	ありがとうございました。続きまして、安土町総合支所住民課福井次長が挨拶いたします。
事務局（次長）	（あいさつ）
事務局	それでは、本日の会議について矢場委員から会長宛てに欠席の連絡がありました。欠席の連絡がありましたが、「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書」第 11 条第 3 項の規定に基づき、本協議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、これより議事に入らせていただきます。会議の議長につきましては、同じく協議書の規定に基づきまして、安田会長にお願い申し上げます。
会長	それではこれより議事に入りたいと思います。皆さんのお手元にあります会議次第に則りまして、進めさせていただきたいと思います。まず経過報告でございますが、前回定例会（5 月 25 日）以降の活動について経過報告を行います。まず広報編集部会の活動につきまして、部会長の茶野副会長から報告をお願いします。
副会長	地域協議会だよりの第 36 号につきまして、先般 5 月 25 日に広報編集部会を開

催しました。7月1日発行に向けてたどいま作成中です。その内容としまして、第4期の選任書の交付式の様子、委員の紹介のコーナー、第68回、第69回定例会の内容、地域協議会の仕事についての記事を中心に掲載しています。

会長

ありがとうございました。ただいまの広報編集部会の報告につきまして何かご意見はありませんか。無いようですので、会議運営部会の報告については私のほうから報告させていただきます。

去る6月1日9時30分より会議運営部会を開催させていただきました。本日の協議会次第の内容ですが、まず報告事項を先行して進めさせていただきます。1点目は自治会の防災について、危機管理課からご多忙の中お願いしています。これにつきましては、避難誘導マニュアルというものが行政で作られているのですが、ご説明の内容を聞きながら後ほど協議事項の中でもどのようにして行ったらいいかなどということで、進めさせていただきたいというふうに思っています。末端自治会が、各学区の連合自治会を通しまして、それらの作成をしていかなければいけないだろうと、その推進につきまして行政はどのような施策をしなければいけないのか、あるいはまた、一時避難場所への避難通路の安全性の検証はしなければいけない。過去何回か水害というものが起きています。この点につきましては、2点目で安土町地域の水防計画について管理調整課が担当されているので、安土町地域の水防計画についてご説明いただきます。あとは、安土学区・老蘇学区のまちづくり協議会の活動状況につきまして報告いただきます。次の協議事項につきましては、前段の地域防災のあり方を水防も含めまして、本日説明を受けました内容から我々協議会としましてそれらの課題あるいはそれらへの推進方策はどのようなことが考えられるか、物によっては担当課へ要請してほしいとけないこともあろうと。そのようなことを協議事項の中で協議してまいりたい。2点目では、地域協議会の今後の進め方あるいは課題につきまして、委員から出ていました意見交換会というのが、まち協や連合自治会、市議会議員とどのような交流会にしていくのかということを議論しながら、それともう一点は事務局から報告していただきますが29年度の安土地域のごみ処理につきましての課題等が出ておりました。これらを協議事項の中で協議していきたいなあ。また、これも先般言っていましたように、各委員につきましてはまた帰られまして今後の協議会としてこういうことも協議したらどうかというのがございましたら協議事項提案書というのを事務局で作っていますので、それらを書いて事務局まで提出していただきましたら、その内容を会議運営部会で協議しまして、定例会で協議していただくようにしたいと思います。そのようなことでございまして、あとは意見箱の意見が1件あった件につきまして、協議会でお諮りして回答させていただきたいと思います。会議運営部会の中で、今日は欠席ですが大林区長から若干説明がありましたが、庁舎整備につきまして7月2日が実施設計の業者選定につきまして、公開で行われます。だいたい今年度の実施設計が終え

られまして、29年度の着手と言うところに運ばれますと、それらの工期の関係で、我々の課題として、まず安土町地域自治区の終結の時期とほぼ前後するような本庁舎完成がなって参ります。併せまして、総合支所と言ったものがどうなってくるのかというのが気になる点でございまして、我々が協議する上で、今ある総合支所が地域自治区無きあとは地域自治区が無くなりますので、支所機能が残されるのか残されないのか、この辺によって我々協議会といたしまして、地域の住民の皆さんのまちづくり体制をいかように行政とのつなぎを付けるかというのが課題の大きな1つであります。これらにつきましてもいずれ、行政から具体的な提起を、時期を模索しながら協議会で行政の考え方を述べていただきたいという話をしていたところでございます。ということで、それ如何によって検討する内容が大幅に異なってきますから、我々行政に対する施策も大きく変わってくるのです。できるだけ早い段階で、行政のお考えを提示して頂きたいということをしていました。本庁完成、安土町地域自治区終了の時期が重なり合う。ということで、区長自身も気になるところだとおっしゃっていました。そこらは本当にどうなんだということを明確にさせていただきながら、我々限られた時間の中で、地域自治区終了後の安土と行政の関係、大きく言えば全市の要件も入ってくると思いますが、全市的に特に少子高齢化・人口減という背景の今後のまちづくり、あるいは防災機能・防災対応できるまちづくりということを考えますと、私も昨年自治会長をさせてもらいましたが、非常に今、末端自治会におきますところの課せられる業務が日増しに増大してきています。身近な自治の世界でございます。ほっておくわけにはいかない。であれば、末端自治の自治会長は年々圧迫されているのです。この辺を新たな思いとして、行政との制度づくりを含めまして考えて行く必要があるのではないだろうかということを私も日ごろから気にしておりまして、皆さんとともに考えて行かなければいけないなあと思います。そのようなことが会議運営部会の内容です。次第にも載っていますので、これより協議に入りますので皆さんも確認をしていただければいいと思いますが、まずもって今の私の報告で何か質問等ございましたら。特にございませんか。それでは次第に沿いまして報告事項の防災に関しまして、たいへんお忙しい中をご足労いただいておりますが、我々地域協議会としましても防災関係は委員各位においても非常に気になるところでございます。わざわざ来ていただきまして自主防災等々、行政としてはマニュアルは既にお作りいただいておりますので、末端自治での一時避難等々の行政サイドで考えておられる点をお教えいただきたいということでお願いしたところでございます。どうかよろしくお願いします。

危機管理課

(資料に基づいて説明)

会長

説明していただきましたが、何か質問とかありますか。

副会長	自主防災組織と言うのは自治会数に比べて 100%でないというのは、新しい自治会に未組織が多いのですか。
危機管理課	ではないです。旧の集落でも作っておられないところは作っていませんので、新しい集落だけがというわけではありません。うちはまとまっているので、そんな無くってもいいんやと言われるところもあったりするのです。
副会長	そういう自治会のところは、避難場所の確認はできるのですか。
危機管理課	自主防災会が無いから絶対できていないのかということは何とも言えないのですが、自治会としてここに集まってというように、自主防災組織が無くても自治会としてそういうふうに決めておかれれば、問題ないと思うのですが、できれば私どもとしては防災会を、もし自警団があるのなら防災会ということで書いていただけるだけで結構ですが、そのような形で取り組んでいただければなあと思っているのです。
副会長	そういう意識をきちんと持っていただければいいのですが、そのような働きかけをして行っていただけるといいのですが。
危機管理課	桐原学区なんかは全然、自主防災組織が出来ていなくて、去年は学区の連合自治会長にお願いしまして、できていない自治会に説明会を開催させてもらったりだとかして、何とか設置を呼び掛けてきているのです。
副会長	できたら何か起こってからでは遅いので。
危機管理課	安土学区・老蘇学区の中で設置が出来ていない自治会を対象に、説明会などを開催させてもらいたいので、ちょっと市のほうから説明してくれと言うことがあれば対応させてもらいたいなあと思っています。
委員	安土学区で自治会に入っていない地域が結構ありますよね、アパートとか団地とか。そのようなときはマニュアルとかはどうされるのか。どっちにしても自治会に入れということから始めないといけないけれども、もし、どうしても入らないときはどのような対策をされるのか。
危機管理課	私の住んでいるところも自治会に入っておられない人がたくさんおられますので、なかなか難しいのですが、作る側としてはちょっとぐらい考えておかないといけないのかなあと。自治会に入っていないからほったらかしにしておく

	のかというと、それも難しい、なかなかそうとできないので、入っておられないかたにも声かけをしておこうとか、そのようなことを作る段階で、これだけのことは入っておられない人にはしておこうとか決めておいてはどうか。
委員	広報だとかも全然関心のない人がいる。全然誰がいるかわからない。そういった人が居ているのです。もしなんかあったときはほっておくわけにはいかないのです。
危機管理課	実際に入っておられない世帯ははっきりとは分からないが、だいたい 5,000 戸ぐらいは市内全体で自治会に入られていないと思います。どこも問題になっていると思います。
委員	コミセンに入っている自治会には入らないという人も結構います。
危機管理課	子どもがいてるから子ども会だけ入るということもあります。なかなか難しいのは難しいことです。
会長	私も自治会長として説明を受けたのですが、聞いていただいて自治会長がさあやろうとなると、なかなか聞いただけでできないというところもあると思います。それと、昨年度自治会長をさせてもらって、転入のときに窓口で自治会加入の意味づけなどをもう少ししてもらえないだろうか。
危機管理課	その辺はまちづくり支援課も苦労しているのだと思いますけれど、難しいところですよ。いろんな意見があって、開発するときは自治会加入を絶対の条件にするとか、今はなかなか言えないですけど。
会長	岡山学区あたりの自治会長だと、開発するときに自治会加入を条件として示している。そうすると自治会加入になる。私のところの西老蘇は、協定書を作りまして、印をつくようにし始めたのです。開発業者はお住みになった方に自治会加入を約束してもらって、そうでない限り売ってもらったら困るのだというように、協定書で自治会長と開発業者で結ぶようにしまして、その後、2 社開発がありました。そうすると、自治会長のところにご挨拶と、自治会に入ったらどのようなことになりますかと説明書をいただけませんかということで来られるわけです。岡山学区の話聞いて、このようにしたが、あんまり拒否されるかたはおられないですね。既に住まれたかたに言うのはつらいです。住んでからのかたが 62 軒ほどいらっしゃったのですが、1 年ぐらいかかっていまだに 4 軒が未加入。そのときに言われたのは、転入のときにそんな聞いてないと、なんで今更いわれなあかんのだと。だから、転入の窓口で条件で聞いているでしょというように、

末端自治会としては言いたいわけなんです。近江八幡市協働のまちづくり条例で自治会機能は謳っているのですから、お住みになった以上自治会に加入してもらいますというように。近江八幡市に在住したら義務とする条例になってるということで最後まで言っていたのですけれども。近江八幡市にお住いになったら協働のまちづくり条例に従って自治会にお入りいただくというようなことを窓口で言っていたかないと、後追いになると自治会としては非常にづらいですね。

委員

昔からある自治会に入ってくると、維持費が結構かかりますね。各自治会があって、各区があると。そうすると二重に払わないといけない。またお宮さん、お寺さんの関係が付いて回ってきますから、借金して家建てている人が、なかなか入れないですよ。そんだけの費用が出せない、だから自治会に入らないと。そういう類は結構ありますよね。

会長

今おっしゃるように私のところも一緒だったんだけど、大改革をして宗教を分離しまして、新しい規約を制定しまして、お宮さんはお宮さん、お寺はお寺で独自運用してもらい、自治会は一切関与しないという体制の規約を作って、新興団地の人に呼び掛けたのです。氏子は氏子の中で役員を決めて崇敬会として、お寺は檀信徒会ということで運営してもらっている。そういう下段取りしながら、私のところの場合は新興住宅の皆さんに自治会加入を呼びかけたのです。

委員

去年、自治会役員をしたけれども、分家で家を建てる時に自治会加入するわということでサインを皆貰うんですけども、今度、親のほうが自治会入らなくていいということで蹴っている場合があるのです。自治会の役員とかしなくてもいいねんということで、親が蹴ってるんです。

委員

それはどこでも一緒だと思うのですが、同じ敷地の中に子どもが家を建てて住んで、でも1軒分しか自治会費を払わないだとか。また、離れていても自治会に入らないだとか。そうすると、物の数に入らない。そのようなケースがありますね。会長が言われたように、宗教を分離するというのは、区長として神社にお参りすることもあるし、上豊浦のトップとして祭礼にでているのですが、そのようなものも改革してやって行かないといけないのですが、現実にはなかなかできないです。

会長

自治会内の諸課題は自治会内で努力しながら解決していかないとどうしようもないので。あと、防災につきまして何かご意見はありますか。

委員

一時避難場所が安土駅南広場が工事していますが、このような場合は、防火用水もそこにあるのですが、避難場所が工事中につきどのようにすべきですか。新

	たに設けてやるべきですか。
危機管理課	新たにと言いますか、今工事中だから自治会内で何かあったときはここに集まろうと言うのを設定していただければありがたいのですが。工事が終わったら、元のところで、工事期間中はとりあえずここにしておこうというのを話し合っていただければなあと思います。
委員	基本は元の場所ということですか。
危機管理課	自治会で決めていただいて何も問題はありません。ここに書いていても、広場やめてここにしておこうということもできます。
会長	そうした変える場合は、危機管理課まで報告は必要ですか。
危機管理課	特に求めてはいません。電話でも問い合わせがあるのですけれども、自治会の中で決めていただいたら問題はありませんのでということで私どもはお伝えしているだけで、変えたから報告しなければならないというものではありませんので。自治会の中できちっと皆さんで承知の上で変えていただいて、そこで皆さんが集まっていただけの場所を決めていただければ、私どもとしては構わないです。
会長	自治会の中で周知しておけば、行政に届け出なければいけないということではないのですね。
委員	西の湖すてーしょんは避難場所から外れたのですが、避難場所だという看板が立っているのですけれど、これは撤去してもらえるのですか。
危機管理課	帰りに確認しに行きます。市内でもいくつか外させてもらっているところもあります。
会長	島町のようなハザードマップを、末端自治会で備えていくことが一番良いのですね。他にみなさん意見はありませんか。
委員	去年の2月に防災センターで、各学区で防災についての各地区のマップ作れ何作れという話がありましたよ、研修で。これも各連合自治会長に言って、各自治会集めて、各地区での身近なハザードマップを作るように自治会に働きかけなければいけないですね。

アドバイザー	マニュアル作るのは大変ですよ。面倒くさいですし、実際にマニュアルがどのように使われるのかよくわからないという人が多いのではないかなあと思います。そもそもなぜマニュアルが必要なのか、全国の自治体でマニュアルを作ることを促しているのですね。作ってくれと言っている先は、町内会や自治会とかで、でもそこはみんな疲れている。いろいろな仕事が増えてオーバーワークになっていますね。それでもいろいろな縦割りで仕事が増えて、たいへん難しいのだということが大前提ですね。じゃあ、例えばマニュアルに変わるものはあるのではないかと、ということで、さっき担当課のかたがおっしゃっていましたが、自分たちがわかっているのならそれでいいのではないかとということも大事な知恵だなあと思います。それがあれば非常に良い。でもそれが無ければ、マニュアルがあればこれだけのことができるというところをお互いに理解しなければいけないのかなあと思います。東日本大震災のときに津波警報ということで、一人一人逃げるしかないのかなあ、避難場所を決めて、じゃあどのように避難体制を作っていくのかそこからスタートかもしれませんし。マニュアルに従ってみんなで助け合っというのが、安土・老蘇にとっては一番なんだと。これまでの災害のパターンもあるでしょうけれども、そうやって考えるとマニュアルが一番であると、面倒くさがりの人にも理解してもらえenと思います。私自身も面倒くさがり屋なんでしんどいのがよくわかるのですけれども。
会長	老蘇のまち協でもマニュアルを作ったのですけれども、そのような類の、それなら考えられるわというような人の集まりにしないと、自治会長に出てこいだとか言ったから強制的にできるものではない。だからそれに参画してもらえような人を募りながらやって行かないと、なかなか難しいと思います。
アドバイザー	こういうやり方をしたらできますよという人が集まれるようになればいいのかなあと思います。
会長	今、市でも支援策として、マニュアルまではできないけれどもそれまでの筋道やら手順ぐらひは指導に行きますよと言っただけければ、そこへ行政をお願いして、まずは地元の危険箇所をチェックして行っ下さいとかね、そういうところから始めたら最終できるのではないのでしょうか。
アドバイザー	島町の場合は、危機管理課から呼びかけてされたのですか。
危機管理課	全く独自でされました。出来上がる前、見てくださいと言われて、見させてもらいました経過はありますが。
アドバイザー	こういう成功例をみんなに知ってもらうのも良いですね。

会長

自治会長によって得手不得手がありまして、それと末端の自治会は特に、基本的にコミセン、学区のまち協が中心になった避難誘導管理体制と言いますか、やらないといけないということで、そういう例会が毎月開かれていますので、やはりまち協と連合自治会のほうへ、盛んに推進をしていただいて、できていない所には支援もいきますから早急にお作り下さいと言うようにしていかなないと、作っていないところは作っていないでは済まされないということで、わが身のためにぜひ作ってくださいということで、災害が起こる前にしておかなければいけないと思いますので、担当課にはご努力をお願いします。なかなか、こういうことですので自ら好んでやるところはたぶん少ないと思います。だから、言われて言われてしょうがないわということで、私も作ったのは防災会を西老蘇には作っていたのですが、実際、防災会規約が無かったので昨年防災会規約を作らせてもらったのです。それと、社協に協力いただいて見守り隊を併設して、いわゆる弱者と言われるかたは、災害時には見守り隊が支援隊に変わるということで、今構築中で西老蘇の場合は聞き取り調査をして希望者を募ってやろうということをやっているのですが。そういうふうに誰かがやってあげると、何とか動いてくれるのですが、やっぱりそういうことの得手不得手がありますので、なかなか突破口を開けるかたと開けないかたがいらっしゃるので。日ごろから見守りということをやっとくから防災も機能するのであって、突然、防災会が来ても何だということにもなるので、見守り助け合いと言う中で、万一に備えたもので自動的に支援に入れるということになります。ということで、進んでということはなかなか難しいかもしれませんが、行政としては推進的な立場で役割でお願いしたいなあと思います。それでは、今の件でご質問はありませんか。無いようでしたら、たいへんお忙しい中来ていただきました危機管理課の、自主防災や避難マニュアル作成の説明につきましては以上とさせていただきます。ありがとうございました。

次に水防について管理調整課が担当されていますので、安土町地域の水防計画と、併せまして安土町地域の危険個所につきましてご説明をいただきます。よろしくをお願いします。

管理調整課

(資料に基づき説明)

会長

ありがとうございます。皆さんで何かご質問等ありませんか。

昔は亀川交差点で増水すると一気に水がついたのですが、今はそのようなこともなくなりましたね。床下浸水があつて昔は土のう積んでいたけれども、車が通ると波で土のうを超えて浸水していたけれども、通行止めができなかった。

委員

最近はおちこちの河川を改修していますから、安土でもだんだんそういう類の事は減ってきています。

会長	重要水防区域あたりに入っていると、それは優先的に対策工事が指定したところでは進められてくるのですか。
管理調整課	そうですね、一級河川は県のほうで、日野川は古川橋辺りまでできているのですが、今、日野川で危ないと言われるのは安吉橋。それ以外のことはかなり安心なところではないでしょうか。
会長	重要水防区域に入ると優先的に整備していただけると。水防につきまして他に何かご意見はありますか。
委員	指定している所で、雨だと何ミリ以上だと避難指示を出されるのですか。
管理調整課	県のほうの防災情報システムで情報がありますのでそれを基に。避難指示となると水防の範疇を超えて災害対策本部の判断になります。格上げになります。第一段階の対応は水防のほうでやります。避難所の開設とか言うことになると災害対策本部と言う格上げした中で判断されることになります。
会長	他に何かありますか。では、この辺で水防については終わらせていただいてよろしいでしょうか。どうも管理調整課のみなさんありがとうございました。 それでは報告事項を続けまして、次は安土学区・老蘇学区まちづくり協議会の活動状況につきまして報告をお願いします。
善住委員	(報告)
澤委員	(報告)
会長	ありがとうございました。今、安土・老蘇の両学区の活動報告がありました。何か質問なりありましたら。
委員	老蘇の青色パトロールはどういう時間帯でしているのですか。
委員	子どもたちの下校が 3 時 50 分なので、その時間にあわせて。もともと学校の PTA の中でパトロールのルートが決まっているのです。そのルートを基に。毎週火曜日下校時間にあわせて 4 時に、民生委員のかた 2 人がペアでパトロールをしています。子どもが少ないので上手に回らないと出会えないのです。時間帯がずれると全く出会えないこともあります。

会長

それで両学区まち協の活動報告は以上とさせていただきます。

次に、先ほど地域防災のあり方について水防も含めて説明いただきましたが、行政としては呼びかけなのですが、仙波委員おっしゃったように、もう少し手引きや事例あたりを交えて各自治会に働きかけて、最後は自治会で作ったものを連合自治会かまち協かで学区のマップに仕上げるということに進めないといけないというお話がありました。地域防災ですが、あってはいけないのですがあっちこっち日本列島で起こりますと、あってはいけないことがいずれか起こったことを考えますと、早く体制を作らないといけないなあと言う思いですが、みなさんであり方についてどのようにお考えでしょうか。仙波委員がおっしゃったように21年の合併前にですけれども水防ハザードマップ、また先般は地震ハザードマップで色分けされていますので、それぞれの自治会で実態把握をして末端自治会としての防災体制とはどのようなことをしないといけないかということに結び付けないといけないと思います。

委員

ハザードマップを作るとしても、西老蘇なら西老蘇だけのハザードマップを作り、各自治会毎の小さいハザードマップを作って避難場所と避難経路そういう類を作って行って、実際に行動に起こして避難をしてみるというやり方を絶えずやれば。自然と、何かあればそこへ行くというような形にしないと駄目じゃないですかねえ。

会長

身に覚えこませると。あとはその中で、弱者、例えば障害者だとか要援護者などを各自治会がどうするかというのが、連合自治会やまち協と相談のうえどう避難するか。

委員

書いてあるものだけではみんな何もわからないとなる。みんなが行動を起こして実際動いて行けば自然と身に付く。そういう形を、今まででしたら年1回の防災訓練をする。ただあれだけですよね。極端なことを言えば、1か月に1回そういう訓練をやって行けば、自然と行動できるという感覚になるのではないのでしょうか。

会長

各自治会でも島町のようなハザードマップのようなものを作らないといけないね。

委員

大きなところのものはできないでしょうけれども、身近なところでならできるのではないのでしょうか。各地区でも。

会長

消火栓の位置図などは各自治会であるだろう。それに付け加えながらやれば。あそこの家は傾いて危ないから通らないようにしようとか、塀が崩れかかっている

るところもあるので通行しないようにしようとか、付け加えていって。連合自治会ではなかなかまとめる人がいないから、まち協と協力しながら学区のまとめをしていく。そういう呼びかけを担当課でもらわないといけないなあ。防災マニュアルを作りました、防災マニュアルが出来たので各コミセンに備えますと、それに因って各学区の防災マニュアルをお作り下さいと言われているのですけれども、右から左で、作ってみようかという段階に行かないのです。連合自治会を通じまして、各末端自治会で防災避難マップというのを作成。島町などどこか事例になるところがありますので、それなど見ながら推進化ということで。これも一遍投げかけてもらって、次の連合自治会との意見交換の1つの話題にでもなるでしょうし、まち協との意見交換の話題にもなるでしょうし。今後、連合自治会やまち協との意見交換のテーマとして、防災、防災の避難への取り組み方だね。避難所での統率はやっぱりコミセンがしないと仕方ないですよ。地域防災で何かご意見とか、こう推進したらいいとかの知恵があればどうぞ。行政としては先ほどのマニュアルと、事例、それと呼びかけのあったところには説明に行きますよと言うスタンスでいっている。

委員 正直言って、まち協自体ではまず無理です。まとめはまち協でしたらいいんですけど。自治会単位で進めないといけないです。

会長 連合自治会といっても名前だけなので、結局はまち協の安全部会などでまとめないと仕方ないと思います。

委員 ハザードマップとか実際の対策をしているのは誰かという、行政で言えば土木なんです、各地域で言えば土地改良です。私も水利委員で、大雨降ったら一番に動くのです。自治会は全然されない。ハザードマップで、こうなったらああしようとか言うのはソフト対策。

会長 さっき言われるのは、例えば島町だとかで、お住まいになっていると集落のどこかが水がつくとかそういう危険を感じたもので、自治会のハザードマップを作ったらどうだということだから、今までの慣例による認識を受けて。

委員 あそこが水がついたとかは住民みんなが知っていることになるけれども、ところがなんでそこが水がつくかになると、わからないですよ。例えば、この地図で見ればどこで水がつくかと言うと西生来で、国道で水が止まっているのですよ。その手前というは亀川とか小脇などで水気がある。ここに山があるし道路が高くなってる。そのようなことは土木が設計されているのでその辺はよくわかっている。

会長	自治会中心となって、その土地改良や農業団体自治会に寄せながら、その地域の音頭取りを自治会がしないと。
委員	自治会長は忙しいでしょうし。農業の事は土地改良に任せていると言われるでしょうね。
会長	基本は自治会長は、住民の安全を守るという主体なので、自治会長は逃れられない。用水は土地改良かもしれませんが。住民の安全を守るハザードマップの呼びかけです。
委員	まち協がどちらかと言えばソフト事業が主体となり、ハード事業については市と土木だということで、どちらもお任せになっている。わからない、関心がない。それで災害が起こったときだけ、何してるねんと言う話になってしまうので。マニュアル作りも住民が参加できるようなものを作ってもらわないと。コミセンがソフトをしっかりと。
会長	やっぱり自治会で取りまとめてやらないと、合意形成は難しいだろうなあ。
委員	そういう問題はありますね。
会長	合意形成をして皆が納得した上で安全確保をしないといけないので、やっぱり合意形成する主体は自治会なんだなあと思いますね。地域協議会として地域の防災についてはこのようなことで意見は出でています。単位自治会に呼びかけをしながら、一歩でも進むような推進はしていけないといけない。但し、担当課としても推進的役割に当たっていただきながら。
アドバイザー	ハードもソフトも両方動かそうとしたら、たぶんまち協だけではどうしようもないですね。それは、市のしかるべき部署ですね。担当課で、みんなが情報交換したり、情報共有するような、学区単位かもしれませんが、もう少し小さい単位かもしれませんが。そういうのをやっていない。それを学区のまち協に任せておしまいというような話ではないような気がします。例えば3年前の冠水したときにそれぞれの地区でどういう被害があったのか、その被害を防ぐには何が必要だったのか、どういうふうに避難したらよかったとか、いや避難するまでなかったとか、例えば土木関係でどのようなことが必要だったとか、そういう一種の図上訓練のようなものをする機会があればいいのではないかと思いますけれども。地域協議会のほうからそれを担当課にやって欲しいと、そのために地域に呼びかけて人に集まってもらうとか、それは地域協議会から学区まち協とか単位自治会に呼びかけることはできます。地域に下ろして、地域でやってくださいと言う話で

はない。地域で起こることの現象を押さえるためには、ハードが必要なので、それは土木と地域と一緒に考える必要がありますね。

会長

さっきの水防だって、あれだけ未改修といわれていながらじゃあ直せばいいんじゃないかといことだけれども、来年直るわけでもないの、その間は避難なり土のう積みなりの対策を講じながら、改修されるまでの危機管理をしておかなければいけないということになります。ということで、今の事も含めてですが、今後の協議事項ということで、事務局で資料3の説明をお願いします。

事務局

(説明)

会長

ただいま事務局から説明をいただきました。新たにこれ以外にありましたら、ご提案いただいたら結構かと思います。今、上がっている中でそれぞれに関係するのですが、安土地域のみならず全市的にそうなのですけれども、行政と個々の末端自治会とのつながり、制度をどのように持ってくるのかというのが課題であろう。学区まちづくり協議会というものの、あくまで自主的な活動を担っていただきまして、自治連合会が行政からの話を聞いて帰ってきてまして、各末端自治へ。今後もそのような流れで。まちづくり協議会とは自主組織であるというなかで、まち協と行政がどのようなつながりにするのか。行政からの窓口が全て自治会、先ほどの委員の話ですけれども、自治会長を受けたらたまらんわというようなことになっているというのは、協働のまちづくり条例と言いながらも、まち協と言うのは衆議ということになっているのですね。行政からこうこうしてくださいねという条件は1つものないのですね。だから、行政からもこういうことを住民に知らせてということも無い。自分たちが計画した事業計画に基づいてまち協が動いているのです。ところが、行政から発せられる物はすべて自治会に下りてくる。こういう仕組みなんです、全市的に。安土地域は、地域自治区があり総合支所があり、何かあった場合は相談などできますが、地域自治区終了後なくなるということになった場合、特に安土地域につきましては、もともと安土地域は合併前は行政に託していたと言いますか、行政におんぶにだっことというようなことが多々ありまして、22年の合併後もなかなか自立できないというような経過もございます。そういうなかで、組織体制は縮小されていますが、総合支所で窓口は住民課で残された。一応これは最後だろうと思いますし、それが地域自治区終結後なくなる。安土・老蘇の、今でもたまらんわと言っている自治会がそうなったときにどうなるのか。水防計画でもやって行った場合、どうして行政につないで行くのか、防災でも自らが防災をして学区で防災マニュアルを作った。今のルートでしたら、連合自治会でしか行政につなぐ道は無いのですね。その辺のことを考えますと、何かの施策をしておかないと、個々にも書いていますように福祉自動車のあり方だとか、児童数の増減などこの市民のご意見は何かのところに出るでし

ようけれども、地域全般、安土学区・老蘇学区から行政へと、何か意見なり具申策を伝えるという機関は、安土町で地域自治区が無くなったことをもちまして、これは切れるわけです。その代わりを何か構築しないと。すべては自治会。自治会と言ってもその年の自治会長の個性によりまして、やっぱり得意不得意とされるかたもおられます、そういうことによって温度差が年度ごとに出てくるのです。もう直結して出てくるのです。そのようなことで本当にまちづくりは良いのだろうか。私が今話したことが1つの課題といたしますか。では、どうするのかということになるのですけれども、行政のつながり的な要素は何でもって補完できるだろうなあと。そのようなことを頭に入れておいて。自治区長にお願いいたしますように、市として自治区終結後の安土町総合支所というものの行政機能はどのように考えているのかと。何にもなくなるのか、それとも総合支所とは言わないまでも支所として一般住民の窓口的なものは残すのかどうか。その辺によっても、つながりという内容が変わってくるのです。地域自治会のある間で、福祉自動車のあり方の問題だとか、健康づくりセンターのあり方の問題は結論が出るでしょうけれども、このようなものが今後出てきますと、そのような協議機関が無くなりますのでたぶん、最低限だと連合自治会に掛けられまして、連合自治会がそんなのわからないというような無関心的なことにならないだろうかなあと思っています。まち協とか連合自治会、あるいは市議会議員との意見交換会とか、若者との意見交換会など、どのような内容で、委員の皆さんで何か今後の協議会で取り上げるべき内容としてどのようなものがありますか。

副会長

若者と言うのはどのようなことを目的に意見交換をされるのでしょうか。

会長

普段はまち協とかにそういうのに出てこないような層を狙っているのだと思います。だから、結論は無くてもいいと思います。地域活動にあまり出てこられないような年代層との意見交換。どちらかと言えば無関心層かもしれませんけれども、自治会活動やまち協をどのように見ているのか、どう考えておられますかと投げかけたときに、何か返ってくるかどうか。活動に出てなくてもよくて、思いを持ってもらえるか。思いを言われるかどうか。自治会とはこんなですけれども、それにどう考えておられますかというような意見でも聞ければ。そのようなかたを集める方法が無いので、両学区まち協にどのように集める方法が無いのですかねと聞いて。

アドバイザー

この前、老蘇学区のまち協総会に行ったのですけれども、会が終わった後で若い役員と話をしたのですけれども、そのかたも最初はあまり活動とか関わりも持っていなくて、自分の地域にどのような人が居るのかあまりわからなかったということなんです。いろいろな活動があると思うのですけれど、スポーツとか趣味とか、そういうところに自分から出ていかないと見えてこないなあとおっしゃっ

ていました。特に会議をやるということを言ったら、絶対そういっちゃ駄目だとおっしゃっていました。

会長 活動に参加を呼びかけるのが一番手短ですね。

アドバイザー 若い人と話したりするときに、向うに若い人たちにこっちに来てくれと動員するのじゃなくて、むしろこちらから出ていくのでないといけない。それは知恵を絞って試行錯誤しないといけないと思います。

会長 そうしますと、そういう方々に聞くような聞き方を何個か用意していながら、近寄って行きながらの聞き方・話し方を持ちながら、その反応を持ち寄って、このような答えが出たよというのでまとめるということを繰り返すのですね。

アドバイザー そうですね。1回で何かわかるということではなく、何回も話し合ってお互いを知るということも大事な。その中で何かヒントがある。何か目に見える成果が無くても、例えば学区まち協がある、地域協議会があるということが伝わるだけでも大きな成果だと思います。若い人は全然違う見方をしますので。

会長 例えば老蘇学区でやるとしたら、子ども育成部会のときに参加された子供の親に意見を聞くと、あるいは、幼稚園・小学校とタイアップしている事業にその父兄の皆さんとそういう意見を聞くという機会を持たないと。ビオトープコンサートのために意見を聞くためにどこかの部会に入るとか。

委員 出前まち協とか、まち協とは何かとかで地区に回っているのですけれど、若い人などはまち協は何だというレベルだと思うのですよ。何をテーマで聞いて行くのかを決めておかないと、大きすぎてもたぶん返答がずれてくるのだと思いますけれども。地区懇でも若いお母さんが来られるのですけれども、あんまり地区の中でも話が無い。

アドバイザー さっき僕は、地域協議会を知ってもらえるだけでもいいんじゃないかと言ったのですけれど、今のお話を聞いていると違うのかも知れないですね。地域協議会があるとか、地域協議会がこのような活動をしているとか、まち協がこうしているとか知ってもらうのが目的じゃなくて、例えば地域の中で、若い人が集まって何かしてるサークルがある、それは良いことだと思いますので、彼らが学区まち協や地域協議会に関わりなくても自分たちが良いことをして地域をそれなりに作っている。行政との関わりもなく、地域に貢献している。逆にそのことを、こちらが知っていかなければいけないのかなと。こういう人たちがいるとか、この人たちとこの人たちを繋げてあげると、いいことがあるのじゃないか

	とか。地域にどういう資源があるとか、つながりがあるとかを知っておくことだけでもいいのではと思います。すぐに何かの成果になるわけじゃないと思う。
委員	市が将来の地域自治区とか自治のあり方をどのように考えているのかということも。末端自治のあり方ということになると、市のあり方にもなってくるのだけれども。恵那市そのものが地域自治区という新しい自治の仕組みを作ったのですよ。そして住民も巻き込んで。それを考えると、我々の近江八幡市はどうなるのかなあと。
会長	まち協には一定の権限を与えて自分たちでやってくださいと、しかし自治会の機能に対してはそういうスタンスではないですね。だからいまだに各自治会から要望書を上げてくれと。これすら恵那市の場合は予算化して、今年度は幾らあげるから学区内で話し合ってその金を、いわゆる道路補修にでも、使ってくださいと言うのが恵那市ですね。恵那市は自治にまで予算を託して、その学区内で委員の中で合意したものに予算を使ってもらったら結構だと。こういうところまで託しているのが恵那市だと。 委員も今おっしゃったけれども、市から早く地域自治区終結後のあり方の回答が出ますと意見を絞り込んで集約できるのですが、なかなか行政の意向が出てきませんと議論の対象が難しいとなります。もし皆さんでこんな事項を地域協議会で取り上げていただければなあと言うことがございましたら、事務局まで提案をしていただくことでお願いしたいと思います。 では次に意見箱の意見について事務局よりお願いしたいと思います。
事務局	(資料に基づき説明)
会長	このようなことで、まち協からの意見について回答したいと思いますのですがどうでしょうか。今度、地域公共交通会議というのが開催されますが、増便はここで認められないと駄目だということですね。
事務局（福井次長）	そうですね。安土について3コースがほぼ目いっぱい運行しています。どこかのコースを短縮するかとなりますと、ご利用いただいているかたに迷惑がかかりますので、なかなか難しいところなのですが。できる範囲内でご要望にお応えしたいという状況です。
会長	利用者をある程度増やしながらいふところですけども、仮に増便して利用者がなかなか増えない、でも金にかかるというようなことになる。やっぱり費用対効果で、1便増やしたらそれだけの利用者が増えれば値打ちがあるのですが、なかなか便を増やしたところで利用者は増えない。当然、採算が合えば営業会社

副会長

も運航はするだろう。そのようなことで、皆さんご異論がございませんでしたら、このようにしたいと思います。

7月の日程ですが、先般会議運営部会ではお話したのですが、会議運営部会は7月6日午前9時30分より、定例会は7月20日で午後3時からということでお願いしたいと思います。

たいへん時間を取らせましたが、本日は以上で終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。終了に際しまして副会長よりご挨拶をお願いします。

(あいさつ)

【終了 17:23】

会議録作成

近江八幡市安土町地域自治区事務所
住民課 庶務グループ

TEL: 0748-46-3141 FAX: 0748-46-5320
E-mail: 390110@city.omihachiman.lg.jp